

## 高潮の予報業務の許可等に関する審査基準

### 第 1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、気象業務法第 19 条の 3 の規定により説明を受けた者に限る。

### 第 2 予報業務の範囲

#### 1 予報の種類

##### (1) 予報を行おうとする現象

高潮とする。

##### (2) 予報を行おうとする項目

潮位その他の高潮の状況とする。

##### (3) 予報期間

収集する資料に基づき予報を行うことが可能な期間とする。

#### 2 対象としようとする区域

個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

### 第 3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

#### 1 観測その他の予報資料の収集

(1) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。

(2) 入力に用いる気象の予報については、次のとおりとすること。

##### イ 自ら予想する場合

気象業務法施行規則第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき気象予報士を設置し、気象予報士に気象の予想を行わせること。

##### ロ 自ら予想しない場合

気象庁又は気象の予報業務許可を持つ者の気象の予報を収集すること。

(3) 現地観測値については、現象の予想の方法に応じて必要と判断される場合は収集すること。

#### 2 観測の施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測

機器の種類を示すこと。

- (2) 気象業務法第9条第1項に規定する検定対象の気象測器を使用する場合は、検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。
- (3) 気象業務法第9条第1項の規定により検定対象でない気象測器を使用する場合は、その性能について確認すること。
- (4) 気象業務法第9条第2項に規定する本観測のうち、気象庁が行う観測以外の観測に用いる気象測器については、(2)の気象測器とすること。
- (5) 気象業務法第9条第2項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。
- (6) 現地観測は許可等を受けようとする者(以下「事業者」という。)以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な権原を有すること。

### 3 収集の施設

- (1) 事業者が保有するサーバー等で予報資料を収集、解析したのち利用者へ予報を提供する場合(以下「中枢配信型予報」という。)、事業者が利用者へ提供した端末、ソフトウェア等において予報資料を収集、解析したうえで、予報を提供する場合(以下「個別端末型予報」という。)のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有すること。

### 4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

## 第4 予報資料の解析の施設及び要員

### 1 解析の施設

- (1) 中枢配信型予報、個別端末型予報のいずれの施設においても、解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有すること。

### 2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

## 第5 警報事項を迅速に受けられる施設及び要員

### 1 迅速に受けられるための施設

(1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。

(2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有すること。

## 2 迅速に受けるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

## 第6 特定予報業務に関する説明を行うための施設及び要員

### 1 説明を行うための施設

(1) 第8に規定する説明を適確に行うための通信機器その他の施設であること。

(2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有すること。

### 2 説明を行うための要員

第8に規定する説明を適確に行うための要員を配置すること。

## 第7 現象の予想の方法

### 1 現象の予想の方法

(1) 気象の予報資料又は潮位に関する観測その他の予報資料に基づき、海上風及び海面気圧の時空間分布から高潮成因を推定し、海面の上昇を考慮して予想するなど、予報の種類及び対象としようとする区域並びに収集する予報資料に応じた、一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法を用いること。

(2) (1) について、入力に用いる気象を自ら予想する場合は、気象業務法施行規則第11条の2第1項の規定に基づき気象予報士を設置したうえで、気象予報士に気象の予想を行わせること。

(3) (1) について、あらかじめ、予想の妥当性を確認し、予報の利用にあたって留意すべき事項を定めること。

### 2 現象の予想の方法の維持管理

予報後における予想結果の妥当性の確認方法及びその確認結果を踏まえた対応方針を定め、現象の予想の方法を適確に維持管理すること。

## 第8 特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達防止

### 1 説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達を防止する措置

当該特定予報業務の利用者が、その説明を受けていない者へ予報事項を伝達することを防止するための措置を講じること。

## 2 当該特定予報業務を利用しようとする者への説明

特定予報業務の提供を開始するまでの間に、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用にあたって留意すべき事項等を説明すること。その説明を委託する場合は、事業者によって説明を行う者が当該特定予報業務を利用しようとする者に対して確実に説明を実施するための措置を講じること。気象業務法施行規則第11条の3の規定に基づく説明方法並びに同条第1号及び第9号の説明内容は、次のとおりとする。

### (1) 説明方法

対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法を含む。）により書面（電磁的記録を含む。）を用いて説明すること。

### (2) 説明内容

#### イ 気象業務法第19条の3の規定の趣旨

高潮の予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいため、予報業務の許可を受けた者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該特定予報業務を利用しようとする者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要があることを説明すること。

#### ロ 当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置

イの趣旨を踏まえ、利用者が説明を受けていない者に予報事項を伝達することを防止するための措置について、具体的に説明すること。

## 附則

この審査基準の施行日より前に高潮の予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

1 この審査基準のうち第7に適合することについて、この審査基準の施行日から起算して3年を経過する日までの間に気象庁長官の認可を受けなければならない。認可を受けるまでの間は、この基準の第3、第4及び第7の代わりに、「気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務の許可等に関する審査基準」のうち第3、第4及び第6を適用する。

2 この審査基準のうち第6及び第8に適合することについて、この審査基準の施行日から起算して6月を経過する日までの間に気象庁長官の認可を受けなければならない。認可を受けるまでの間は、当該基準については適用しない。

3 予報業務の目的については、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前のとおりとする。